

## 住民登録

2月1日現在

前月比	
人口	78,058 (+31)
{男}	37,511
{女}	40,547
世帯数	20,013 (+8)

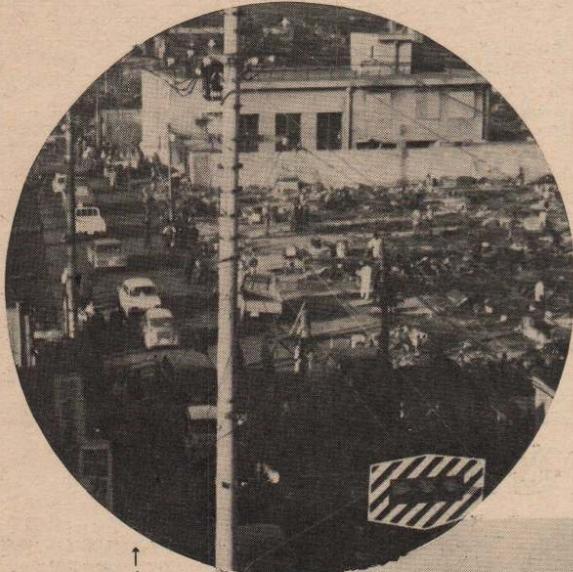
## 広報

## おおだて

No. 176

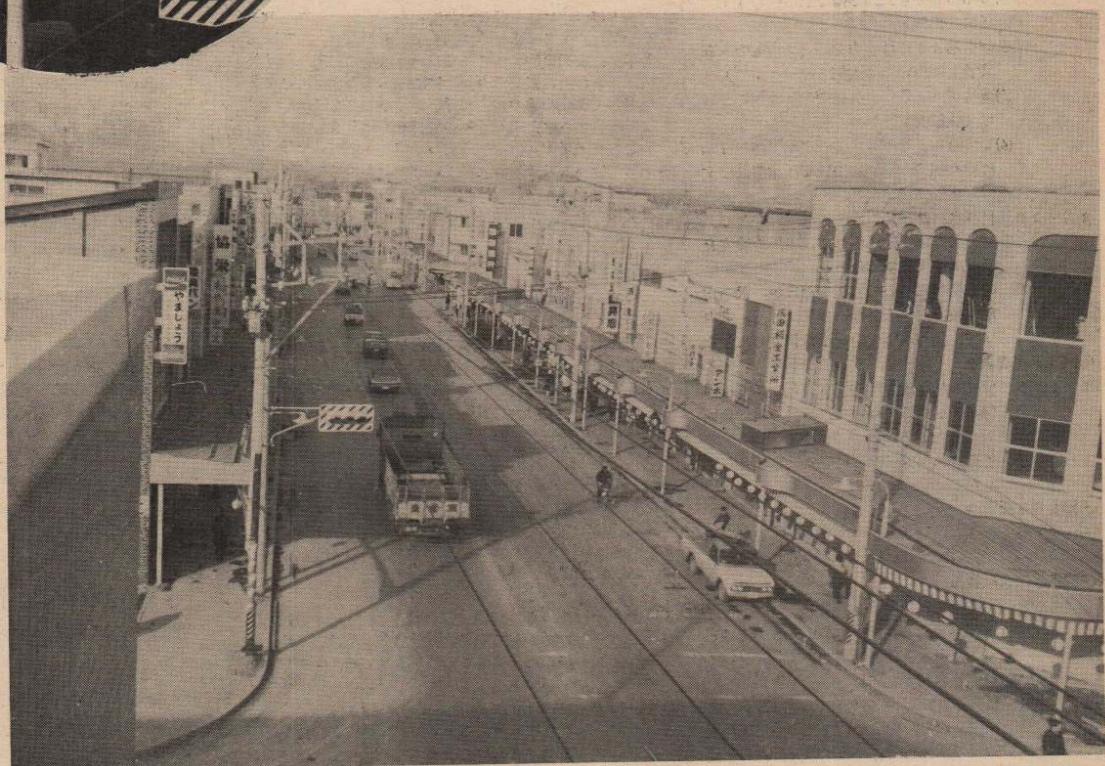
- ◆編集と発行一大館市役所
- ◆発行年月日—昭和47年3月1日
- ◆発行日—毎月1日
- 定価1部5円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可



(写真)

↑大火よく日の二丁目通りと  
↓みごと復興した中央通り



## よみがえった 御成町2丁目

☆☆☆☆ 中央通りにアーケードも完成 ☆☆☆☆

2丁目大火、あれから早や4年目

全国各地から寄せられた暖かい援助と励ましとで、2丁目は、あの廃墟からみごとに立ちあがった。

火災後、直ちに着手した復興事業は、市の重点事業の一つとして進められ、罹災者の全面的な協力のもとに、その90%の完成をみいまで、整然とした区画の中で、市営アパートや中央通りのビルがひときわ目を引いて

いる。

2月10日、この中央通りに立派なアーケードが完成、石川市長の手によって点灯式が行なわれ、復興までの苦難の道を歩みつけた関係者の喜びも、ひとしお大きかったようです。

屋はカラフルな建物、そして、夜は明るいまちによみがえった2丁目は、やく進する大館のシンボルとでもいえよう……。

## 街灯が消えたら……

市内の街灯が何らかの故障で消えていても管理している方で知らないことがよくあります。気のついた人は、どなたでもかまいません電話で市役所建設課、又は、行政協力員にお知らせください。

この場合、電柱の番号（電柱には記号番号がついています。）を云ってくださいれば修理に出かけるとき大変になります。

修理費は、街灯の管理が、市役所、又は、町内のものとによって夫々が負担することになります。

## 子どもの集団かぜにご注意

集団かぜの発生が新聞、テレビで報道されています。ふだんから、からだに抵抗力をつけて病気に負けないようにしましょう。

## &lt;ふだんの心がけ&gt;

- ◆一般に厚着の傾向があり、ひふの鍛錬が不十分のようです。過保護はかえつてからだを弱くします。
- ◆子どもは、とくに日光浴、外気浴が大切です。つとめて外で遊ばせるようにしましょう。また天気のよい日は、ふとんを日光に当てましょう。

## 保健婦の窓

- ◆規則正しい生活をさせ、とくに睡眠は十分に、栄養はバランスをよくし、すき嫌いなく食べさせましょう。
- ◆集団かぜは伝染病です。外ではあまりうつりませんが人ごみの室内や空気のよぎれているところでうつります。

- ◆部屋はときどき換気をして「ぱいきん」を追いましょう。
- ◆身のまわりをきれいにし、手洗い、うがいを励行しましょう。
- かぜになったら、安静にし、ふだん弱い人は早やめに治療をうけてください。

〔2〕 広報おおだて

## 議会の活動

(47.1.1~47.2.14)

## ◎昭和45年度決算特別委員会

昨年の12月議会定例会で設置、選任された昭和45年度の決算特別委員会は、次の日程で開会され、付託された昭和45年度の一般会計決算をはじめ14特別会計決算は、いずれも認定すべきものと決定しました。

1月18日 正、副委員長の互選と委員会の日程

1月19日 決算・5件の上程、説明、監査報告、大綱質疑

1月20日 書類審査

1月21日 一般会計款別審査

1月22日 特別会計別審査

1月24日 総括質問、意見調整、確認決定

## ◎教育産業常任委員会

1月11日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の2件は採択と決定しました。

(1)請願第20号学校給食における米飯給食の実施について(大館農協)

(2)陳情第46号花岡沢林道日影沢支線改良工事に伴う林道用地の取得等について(白沢営林署)

1月17日 総合公営卸売市場のせり売り状況観察

1月26日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の4件は採択と決定したほか、農業、林業等の現況と将来について協議しました。

(1)請願第21号公民館の建設について(白沢部落)

(2)陳情第43号長根山シャンツェ整備調査費計上について(大館スキークラブ)

(3)陳情第44号中央公民館全面改築について(大館芸文連)

(4)陳情第45号市町村芸術文化団体の育成に伴う補助金増額について(秋田県芸文協、大館市芸文連)

2月2日 付託された請願、陳情は継続審査とし、東北新幹線誘致に関して、当局の報告を受けて協議しました。

2月9日 酪農関係について協議したほか、駿河内小学校、白沢公民館、日影沢林道、東中学校、桂城小学校等を現地調査しました。

## ◎厚生常任委員会

1月12日 付託された陳情は継続審査とし、福祉関係、消防関係について、当局の報告を受けました。

2月8日 付託された陳情は、再度継続審査としました。

## ◎議会運営委員会

1月14日 議会費予算(47年度当初、46年度補正)の見積りについて、協議しました。

## ◎建設水道常任委員会

1月28日 川口簡易水道事業の現況および御成町火災復興事業等建設土木事業の現況について、報告を受けたほか、墓地公園その他の現地調査をしました。

2月7日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の8件を採択したほか、建設課および水道課所掌事項について報告を受けました。

(1)請願第15号道路整備と排水処理について(御坂)

(2)陳情第24号道路の拡幅について(大森部落)

(3)陳情第34号消防道路と側溝整備について(田代町)

(4)陳情第35号国鉄大館駅構内「松木踏切」の立体交差化実現について。

(5)陳情第37号排水溝設置と道路整備について(御成町三丁目)

(6)陳情第39号市道414号線一部舗装新設工事について(末広町)

## 今すぐ納めよう、国民年金

6月30日まで

納付

## しないと年金受給権が失権

国民年金は満20歳になると(厚生年金、各種共済組合、軍人恩給等および、その配偶者を含む)すべて強制的に加入しなければならない義務づけられています。

この制度も発足してから満10年を経過し、昨年から一部支給が開始されていますが、その反面、強制加入をしなければならないが、加入していない方、また、厚生年金等の資格を失っても国民年金に加入の手続きをとらないでそのままにしている方など、相当数いるのではないかと思われます。

これらの方は、6月30日まで加入の手続きをし、保険料の納付をしないと、将来いかなる年金制度からも除外されることになります。

国民年金は年会により納付期限が定められています。明治44年4月2日から昭和9年4月1日までに生まれた方で、加入していない方は、6月30日までに必ず加入の届出をして保険料を納付しないと年金権(年金を受ける権利)がなくなります。

年金をうけるために必要な保険料の納付期間は、つぎのとおりです。

生年月日	被保険者期間	保険料満期
明治44年4月2日から	10~14年	10年
大正5年4月1日まで		
大正5年4月2日から	15~19年	10~15年
大正10年4月1日まで		
大正15年4月1日まで	20~24年	16~20年
大正15年4月2日から	25~28年	21~24年
昭和5年4月1日まで	29~32年	25年
昭和9年4月1日まで		

※未加入の方が加入し、年金権を満たすためには、昭和36年度分から昭和44年度までの期間を年令に応じてさかのぼって納付することになります。保険料は、月450円となります。

保険料は、満2年を過ぎると納付することができないことになっていますが、未加入者の解消をはかるために法の改正がおこなわれ、納付特例により47年6月30日までは2年を過ぎた保険料を納付してもよいことを認めています。

該当される方は、至急、厚生課年金係まで届け出るようにしてください。

## -交通・災害・共済-

## ■あてはまる交通事故

日本国内で、自動車、オートバイ、自転車などに乗車中または歩行中にこのような車により事故が起こり、死んだり、けがをしたとき。

ただし、歩行者(自転車等を押して歩いている場合を含む)、自動車等に関係のない自己過失による事故、牛馬車、リヤカー、そりによる事故は、災害共済金支給の対象になりません。

## ■加入できる人は

県内の市町村に住んでいる方で、住民基本台帳に記録されている方、または、外国人登録をしている方なら、どなたでも加入できます。

## ■掛金 ..... 1人300円

(年度途中に加入しても300円)

## ◆大館市の特例

①小学校の新入生には、掛金の全額を市で負担して加入させます。

②その他の小・中学生には、掛金300円のうち50円を市で負担します。

## ■共済の期間.....

4月1日~よく年の3月31日までの1年間。

## ■加入申込みの受け付

申し込み書に掛金をそろえて下記へ申し込んでください。

## ①公害課(別館1階)

## ②花矢支所及び各出張所

## ▲災害共済金

①死亡 ..... 50万円

## ②自賠法施行令別表の等級

区分の第1級各号の障害 ..... 20万円

③6ヶ月以上の治療を要する傷害とし、勤務に服するまでの期間とする。ただし1週間に1日の実治療日数を要する。

10万円

④5ヶ月以上 " ..... 8万円

⑤4ヶ月以上 " ..... 4万円

⑥3ヶ月以上 " ..... 3万円

⑦2ヶ月以上 " ..... 2万円

⑧1ヶ月以上 " ..... 1万円

⑨1週間以上の治療を要する傷害 ..... 5千円

に誘致しよう

市県民税の申告

3月15日まで

# 46年・消防白書

## 火災原因ではタバコがトップ!!

消防本部では、46年中の火災発生状況と救急出動件数をまとめました。

これによると、火災発生件数が昨年より15件の減損害額にして1,432万6,000円の減少となっていますが、救急車の出動件数は350件で、昨年に比べて19件の増加となっています。

以下は、46年中の消防災害白書のあらましです。

### ■火災の状況

まず、火災の月別発生件数をみると、5月が圧倒的に多く12件で、タバコによる出火がそのうちの8件をしめています。

#### 月別の発生件数をみると

1月	6件	7月	0
2月	3	8月	3
3月	3	9月	3
4月	6	10月	2
5月	12	11月	3
6月	1	12月	4

となり火災による損害額は9,744万2,000円にのぼっています。

火災原因について調べてみると、おおざっぱに分けて石油関係10件、たき火の不始末によるものが多く、また、石油ストーブの取り扱いにも十分の注意が必要です。

### <原因別の順位>

- ①タバコの不始末 11件 ④子どもの火遊び 5件
- ②石油ストーブ 7件 ⑤電気配線不良 4件
- ③たき火の不始末 5件 ⑥放火 3件

## 中卒者の進路

### 就職希望者はわずか7.7%

#### △中卒者の92%が進学

今年も卒業時期を迎えた。

今年、市立中学校を卒業する生徒は、10校合せて、1,319人いる。(男674人・女645人)

この卒業生の進路を調べてみると、卒業生のうち、なんと92.3%が高校や各種学校に進学を希望し、就職希望者は、わずか7.7%(101人)にとどまっています。

ちなみに、昭和42年の中卒者の進路を調べてみたところ、進学が75%、就職希望者は25%ありました。これを今年の卒業生と比較してみると、進学希望者が5年前に比べて17.3%の減少となり、反面、就職希望者が17.3%の減少となっている。

このように、卒業生のほとんどが進学し、すぐ就職するということが著しく減少していることは全国的な傾向だといわれている。しかし、進学する人はともかく、いろいろな事情で就職しなければならない人は、これから先未知の社会に突入するわけですが、9年間学んだことを基礎として、大志をいだきつつ、よき産業人に大成していただきたいと思います。

#### 各学校別進路の状況 (12月1日現在)

進路の別 学校名	卒業者数	高校(公私立) 進学希望者数	各訓練学校の者 及び入数	就職希望者数 内は県内
第一中学校	377	329	25	23(8)
第二中学校	163	139	10	14(10)
東中学校	217	197	7	13(9)
雪沢中学校	23	19	1	3(1)
下川沿中学校	54	50	0	4(2)
上川沿中学校	24	19	2	3(0)
南中学校	103	75	12	16(0)
成章中学校	118	89	18	11(3)
花岡中学校	166	142	11	13(1)
矢立中学校	74	69	4	1(0)
合計	1,319人	1,128人	90人	101人(34人)

- ⑦プロパン 3件 ⑨その他 6件
- ⑧コタツ 2件

### ■救急車の出動状況

市の救急業務は、40年10月15日、ライオンズクラブから寄贈された救急車の配置によってはじまり、今年で8年目、年を追うごとに出動回数はうなぎ昇りに増えています。

ちなみに41年から6年間の出動回数を年別に調べてみると、つぎのようになります。

昭和41年の出動回数	117回
"	141回
"	192回
"	232回
"	331回
"	350回

この推移を見てもわかるとおり、41年は3・1日に

#### 事故別出動比



1回の出動であったのが、46年には、だいたい1日に1回出動していることになります。

また、どんな事故に出動しているかを調べてみると、つぎのような順序になります。

## 相続放棄とは

新聞や雑誌の「法律相談」の欄で、「夫は商売をしていたが、その死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしていることがわかった。夫には財産はないものなく、あとに残されたものにはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか」といった相談を見受けます。

このような相談に関する問題は、一生のうち、そう何度もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持っていないため、親族間でもめごとが起きて気まずくなったり、遺族があととまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで今回は、相続に関する問題——とくに格別財産もないのに負債などが多くあり、このままでは苦しい思いをするような場合、どうすればよいかをお話しします。

### 相続放棄とは

現在の相続に関する法律によると、たとえば結婚してもある人が死亡しますと、その人の財産は残された妻と子が、また、妻子のない人の場合にはその両親あるいは兄弟が原則として無条件、無制限に相続することになります。

この場合、相続される財産——遺産には、その人に属していた権利義務いっさいが含まれますので、家、土地現金などのほか、取引先や知人などに対する売買代金や借金のような負債も含まれることになります。

そこで、遺産の内容に負債がまったくない場合や、多少の負債があっても、それに見合うだけの十分な財産がある場合ならば、あまり問題はないのですが、前の例のように財産が少なく負債が多いようなときには、困った問題がでてくるわけです。

つまり、あとに残された妻子や老いた両親などが、夫や子の死によって、突然いろいろな義務を負うことになり、相続した財産では足りず、自分の資産や収入から負債を返さなくてはならなくなるからです。

こうした不合理をなくすための一つの方法が「相続放棄」という手続きです。

これは、相続人が自分が相続人になったことを知った時から3ヶ月以内に「自分はこの相続をしません」ということを家庭裁判所に申し出——これを相続放棄の申述といいます——相続により受けつづはずの権利と義務のいっさいを放棄してしまうことです。

この手続きが完了しますと、申述した遺族は死んだ方の財産や負債とは無関係になります。

### ◆相続放棄の申述をするには

手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した方の住所地の家庭裁判所に行き、窓口に用意してある用紙に記入して署名押印するだけで、受け付けてもらえます。

#### 必要な書類

- ・自分と死亡した人の戸籍謄本が各1通
- ・費用は約300円ぐらいで済みます。

このようにして相続放棄の申述が行なわれるのです。家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意志なのかななど、必要なことを調査したうえで、正式にこれを受理し、手続きは完了します。

以上の手続きを済ませておきますと、遺族は必要に応じて裁判所から、放棄したことの証明書をもらうことができます。

## 青少協だより

### 子どもの問題は、大人の問題

まさにボウリングブームである。

県内でも、小・中学生のボウリングが問題になっているが、当市では、学校側の意見として小・中学生の場合体力的、経費的などから子ども向けてない事、さらに、友だち間の気の問題や病みつきになる恐れなどを理由に、友だちはもちろん、保護者同伴でも不可といふ形をとり、いろいろな方法で保護者に協力を求めてきました。

しかし、1月18日、補導委員がボウリング場を巡回したところ、沢山の子どもたちが見えるので、その子どもたちに聞いてみると、親と一緒にいる子どもが多かつたわけで、子どもたちは夜は出るかない事になっていたはずなのに……と親たちの心なしさを残念に思えてならない。

ボウリング場側では、ボウリングは健全娯楽といふことで子どもたちの入場を歓迎しているようであるが、このことをただ喜んでばかりいられない事も事実なのです。保護者の参考をうながしたいと思います。



2月9日、市長室において、永年にわたり統計調査員として統計事務に協力していただいた次の方々に、市長から表彰状が贈られました。(敬称略)

- 菅原 栄 (字東台205)
- 田山日良夫 (沼館字神館5)
- 田村吉彦 (芦田字芦田子154)
- 平泉 万 (赤石字屋布南33)
- 加賀谷敬孝 (比内前田字前田25)
- 中山久五郎 (猿間字丹内下96)
- 菅原隆二 (山館字羽立24の1)
- 阿部勝雄 (花岡町字根井下174)
- 若松義雄 (白沢字寺ノ下上段25)
- 鳴海正富 (北神明町7の5)

## 国民健康

## 保険証を更新

## — 古い保険証と引き替えに —

大館市の国民健康保険に加入している世帯には、保険証が交付されていますがこの保険証の使用有効期限は、3月の31日までになっています。

このため、市では4月1日以降に使用する新しい保険証を古い保険証と引き替えに下記の日程で加入者の皆さんに交付することになりました。

(交付場所)	(交付月日)	(交付地区名)
十二所出張所	3月27日	十二所本町、猿間、浦山、葛原、沢尻、別所
大滝集会所	3月27日	大滝、輕井沢、平内、曲田、道木
眞中出張所	3月27日	眞中地区全城
上川沿出張所	3月27日	上川沿地区(ただし舟場、根下戸、小館花は除く)
二井田出張所	3月27日	二井田地区全城
長木出張所	3月28日	下代野、上代野、東ニツ屋、宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、才の神、天下町、小雪沢、
茂内屋敷集会所	3月28日	新沢、大明神、茂内屋敷、石淵、ニツ屋、黒沢、赤沢、水沢、芋が岱、龍谷
駿迎内出張所	3月28日	駿迎内地区(ただし沼館、板子石は除く)
矢立出張所	3月28日	矢立地区全城
花矢支所	3月28日	花岡地区全城
市民体育館	3月29日	旧市内地区(大橋以南全町内)と片山、餅田、山田渡、舟場、根下戸、小館花
大館保健所	3月30日	旧市内地区(大橋以北全町内)と駿迎内地区的沼館、板子石
下川沿出張所	3月31日	下川沿地区(片山、餅田、山田渡を除く)
市役所	3月31日	各地区で都合により交付をうけなかった人

(注) ① 時間 午前9時~午後4時  
② 古い保険証を必ずご持参ください。

## &lt;執務時間を変更&gt;

3月1日から、市役所の執務時間がつぎのように変更になります。

## 記

△月曜日から金曜まで  
午前8時30分~午後5時  
(星休み午後零時~午後1時)  
△土曜日  
午前8時30分~午後零時30分

## 母子・か婦家庭への

## &lt;貸付制度&gt;

母子・か婦家庭のお子さんが進学するときや就職するときに、修学資金などの貸付制度があります。

借入を希望する方は、福祉事務所にお申し込みください。

## (1) 修学資金……(月額)

区分	学校種別	貸付限度額
一 航空学校	国公立	1,500円
高等専門学校(1~3年)	1,500円	
一般 短期大学	国公立 私立	3,000円 4,000円
高等専門学校(4~5年)	3,000円	
付 大学	国公立 私立	3,000円 5,000円
高 等学校		3,000円
特 等専門学校(1~3年)	3,000円	
別 短期大学	国公立 私立	6,000円 7,500円
貸 高等専門学校(4~5年)	6,000円	
付 大学	国公立 私立	6,000円 9,000円

## (2) 住宅資金

貸付限度額 30万円  
貸付対象となるのは、10m<sup>2</sup>以上の増改築に必要と認めるものに限る。  
その他補修・改造に必要とする場合は15万円を限度とする。  
この制度は、4月1日から実施します。

## 固定資産課税台帳の縦覧

昭和47年度固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の縦覧を、つぎの日程で行ないますので、ご覧ください。

なお、縦覧によって、課税台帳に記載された事項に不服がある場合は、3月30日までに、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

## &lt;縦覧日程&gt;

縦覧場所	縦覧日	対象地区	縦覧時間
花矢支所	3月14日	花矢地区	午前10時~午後4時
十二所出張所	3月15日	十二所地区	" "
眞中出張所	3月16日	眞中地区	" "
二井田出張所	3月17日	二井田地区	" "

## &lt;市税納付のお願い&gt;

46年度の市税の納期は、2月で全部終りました。まだ、納めていない方がおりましたら早やめに納めてくださるようにお願いします。

所得税の確定申告

—3月15日まで—

昭和46年分所得税の確定申告の受け付けが、26日から始まっています。

昨年の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など所得控除の合計額より多い人については、3月15日までに確定申告をしなければなりません。

また、源泉徴収された税額や、予定納税をした税額が納め過ぎになっている人は、確定申告をして税金の還付が受けられます。早めに申告をして還付を受けてください。

(大館税務署)

## &lt;住居表示実施区域内&gt;

## 一建物新築の際は届け出を—

住居表示の実施区域内に建物を新築、改築、移転したときは、必ず住居表示の届出をしてください。市ではその届け出によって、新しい住居表示の番号をつけています。

## ◆届出の方法

○用紙および届出先は、市民課資料整備係へ

○届出に必要なものは、届出人の印鑑およびその建物の確認申請の写し、

▷この届出により、市では現地調査のうえ、新しい住居番号をお知らせします

▷宅地造成をするときは、前もって相談してください。

▷くわしいことは、市民課資料整備係へ

## 市民の善意

1月中旬から2月中旬にかけ、老人ホームに寄せられた市民の方々のあたたかい善意です。厚くお礼を申し上げます。

◎嘉成兵吉氏(二井田字中台)

みかん1箱

◎大滝屋支店 りんご1箱

◎軽井沢婦人会(会長柴田イマ)

切たんぽ料理一式、清酒、ジュース

果物など持参、舞踊などで慰問

◎大館理容師会青年部(古家部長)

部員12人による月例散髪奉仕

◎藤島氏(労災病院) 2,000円寄付

◎畠山和夫氏(曲田) 牛乳2斗寄贈

◎大鳳堂(片町) 焼リングゴ52人分

## &lt;商工青年学級に&gt;

## 参加しよう

友をつくり語り合うのも青春!

一生懸命勉強するのも青春!

何をなすのもたった一度の青春!

商工ゼミ(学級)が中央公民館で開設されています。「おばこ会」の名で話し合い、交流会、研修会、花づくり……

と、26名の会員が幅広く活動してますお気軽に参加してみてください。

◆参加対象 市内に働く青年

◆開講日 每月第1火曜日夜

第3日曜日

◆問い合わせ先 中央公民館

電話2~4369

## 児童手当

## 請求は早やめに……

1月から児童手当の制度がスタートしました。この児童手当を受けることができる方は

▼1歳未満の児童を3人以上養育し、そのうちの1人以上が満5歳未満(47年1月1日現在)であること。

▼養育者の前年の収入が一定額に満たないこと。

となっており、該当者には、毎月3,000円の児童手当が支給されます。

なお、支給日は当初の特例として、1・2月分は3月に支給、3・4・5月分は6月に支給されます。以後は、毎年2~5月分は6月に、6~9月分は10月に、そして10~1月分は2月に支給されます。

▼請求は早めに福祉事務所に

1月1日現在で該当するお子さんをお持ちの方は、3月31日までに請求の手続きをしてください。

▼手続きに必要なもの

年金の証書・健康保険証・印かん

▼1月2日以降に生まれた場合

3人目のお子さんが1月2日以降に生まれた場合は、2月から。また、2月中に生まれた場合は3月からそれぞれ該当しますので、出生と同時に手続きが必要です。

▼請求は早めに福祉事務所に

1月1日現在で該当するお子さんをお持ちの方は、3月31日までに請求の手続きをしてください。

▼手続きに必要なもの

年金の証書・健康保険証・印かん

▼1月2日以降に生まれた場合

3人目のお子さんが1月2日以降に生まれた場合は、2月から。また、2月中に生まれた場合は3月からそれぞれ該当しますので、出生と同時に手続きが必要です。

## 相談所の開設

交通事故相談日	3月14・28日
社会保険相談日	3月21日
場所	市民相談室

## &lt;中小企業の皆さんへ&gt;

## 機械を貸し付けします

47年度の中小企業機械貸付を希望する方は、市の商工課にお申し込みください。

◆対象者 市内に工場または事業所をもつ中小企業者で、市税を完納した者。

◆貸付機械類 工業用の生産、加工、試験または検査に使用する機械器具と装置。

◆貸付条件 ① 台数 — 一業者につき1台

② 機械の価格 — 20万円以上、70万円まで

③ 貸付料 — 機械価格に6%を加算した金額

④ 貸定期間 — 5年以内

⑤ 保証人 — 大館市民で保証能力のある者、2名

⑥ 請渡 — 貸付料を全納したときは、無償で譲渡します。

◆申込期限 47年3月31日(金)まで

◆申込場所 市役所商工課(申込用紙は、商工課にあります)